

低炭素まちづくり計画について

都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年9月5日公布) (公布から3ヶ月以内に施行)

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

●基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

●民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

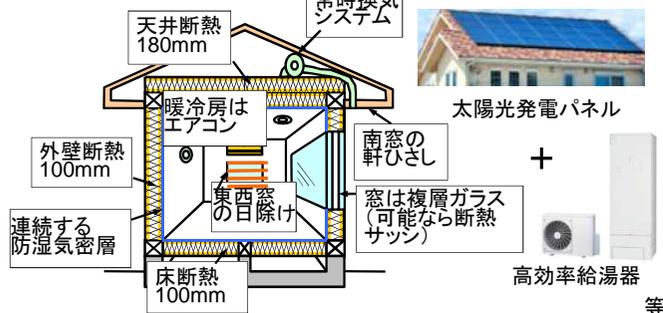
居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】

〈戸建住宅イメージ〉



●低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ✦民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ✦建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ✦バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制



建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ✦樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ✦民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ✦占用許可の特例

低炭素まちづくり計画について

基本方針(案)(三大臣告示)

【パブリックコメント中】

【都市の低炭素化の意義及び目標に関する事項】

- 都市機能の集約化・公共交通機関の利用促進等により、移動等に係るエネルギー使用を削減する
- 建築物の省エネ性能等の向上、非化石エネルギーの利用等により、都市のエネルギーシステムを低炭素なものとする
- 都市機能の拡散を抑制し、二酸化炭素の吸収源となる都市のみどりを積極的に保全・創出する

【政府が実施すべき施策に関する基本的な方針】

- 都市機能の集約化
- 公共交通機関の利用促進
- 都市内物流の効率化の促進
- 自動車の低炭素化の推進
- 建築物の低炭素化の促進
- 非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設整備の推進
- 緑地の保全及び緑化の推進

【低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項】

- ・低炭素まちづくり計画には、上記の事項を踏まえ、地域の特性に応じて幅広く記載すること。

【低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項】

- ・認定基準は構造や構法にかかわらず認定可能な内容とし、省エネ性能以外の低炭素化の措置についても評価を行うこと。

【施策の効果についての評価に関する基本的な事項】

- ・施策の効果を的確に評価し、当該評価に基づき適切な措置を講ずることが重要であること。

【都市の低炭素化の促進に関する重要事項】

- ・関係部局間で十分な連携をとることが可能な体制整備に努めること。

低炭素まちづくり計画(市町村が作成)

○計画の区域【必須】

○計画の目標

○計画の目標を達成するために必要な事項

- ・都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備
その他都市機能の配置の適正化に関する事項
- ・公共交通機関の利用の促進に関する事項
- ・貨物の運送の合理化に関する事項
- ・緑地の保全及び緑化の推進に関する事項
- ・非化石エネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための公共施設の活用に関する事項
- ・建築物の性能向上による二酸化炭素排出抑制の促進に関する事項
- ・自動車の運行に伴う二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項

○計画の達成状況の評価に関する事項

○計画期間

- ・地球環境に優しい暮らしの等の新しい視点から、住民や民間事業者等と一体となってまちづくりに取り組んでいくための第一歩となる制度であり、身近な成功事例を一つでも多く形成し、その普及を図っていくことが狙い。

低炭素まちづくり計画の目標設定と評価の考え方について

- 低炭素まちづくり計画の目標には、当該計画により実現を目指すべき将来都市像を示すものとするが、これは計画に位置づけられる各種施策を体系的に講じていくことにより実現されるもの。
- 計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、分野毎の目標や、個別施策毎の目標等、可能な範囲で定量的な目標として設定することが望ましい。
- 計画の達成状況の評価は、目標値毎に実績値と比較する方法等が考えられる。また、換算が可能な限りにおいてCO₂排出削減量・吸収量を算出し、低炭素化効果の目安として示すことが望ましい。

■二酸化炭素排出量・吸収量への換算の考え方

- 二酸化炭素排出量・吸収量への換算は、施策を講じた場合と講じない場合の差により求めることが基本。
(それぞれの施策の特性に応じて算定することが必要)
- 現時点で換算方法が確立していないものについては、国において、順次適切な換算方法を確立すべく検討。
- 換算方法が確立されたものも、精度向上や簡略化に向け、調査・分析方法の改善や知見の向上を図るべく検討。

《参考となる算定式》

① 交通に起因する二酸化炭素排出量

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{交通量} \times \text{移動距離 (トリップ長)} \times \text{排出原単位}$$

② 家庭・業務部門におけるエネルギー消費に起因する二酸化炭素排出量

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{建物用途別延床面積} \times \text{建物用途別エネルギー負荷原単位} \\ \div \text{熱源設備総合効率} \times \text{エネルギー種別排出係数}$$

③ みどりによる二酸化炭素吸収量

$$\text{二酸化炭素吸収量} = \text{高木植栽本数} \times \text{原単位 (吸収係数)}$$

(※ 高木植栽本数が把握できない場合は緑地面積等で置き換えることが可能)

- ・ なお、より詳細な換算方法については、『(仮称)低炭素まちづくり計画作成マニュアル』に記載予定。